

## 会 員 規 程

(総則)

第1条 特定非営利活動法人 四国自然史科学研究センター（以下、本センターという）定款第3章に規定する会員については、この規定の定めるところによる。

(会員の種類と会費)

第2条 会員は以下に定める3種とする。

① 正会員…本センターの目的に賛同し、年額8,000円の会費を納入した個人

② 賛助会員

(1) 賛助会員は以下に定める4区分とする。

1) 一般会員A…本センターの目的に賛同し、年額5,000円の会費を納入した個人

2) 一般会員B…本センターの目的に賛同し、年額3,000円の会費を納入した個人

3) 学生会員 …本センターの目的に賛同し、年額3,000円の会費を納入した高等学校または同等以上の教育機関に所属する個人

③ 団体会員…年額15,000円の会費を1口以上納入し、本センターの活動を支援し、相互協力する団体

2. 本センター会員で、正会員については総会における議決権を有するが、その他の会員については議決権を有しない。

3. 本センター会員で、正会員、一般会員Aおよび学生会員については研究紀要への投稿権を有するが、その他の会員については投稿権を有しない。

(会員の登録と抹消)

第3条 各会員は、以下に定める手続きをもって登録するものとする。

2. 正会員は会費の納入と住所、氏名、電話番号の本センターへの届出をもって登録申請とし、年単位で登録し、会費受理日が属する事業年度の1年間を登録期間とする。

3. 賛助会員、団体会員は会費の納入と住所、氏名（又は団体名）、電話番号の本センターへの届出をもって登録申請とし、年単位で登録し、会費受理日が属する事業年度の1年間を登録期間とする。

4. いずれの会員も、継続手続きは簡略化することができる。

5. 会員が次のいずれかに該当した場合、総会の議決により、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

① 定款等に違反したとき

② 本センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

6. 次のいずれかの場合には、会員登録を抹消する。

① 会員登録抹消の申し出が会員本人又はその代理人の親族からあったとき

② 指定した会費納入期限より継続して2年以上会費を滞納したとき

③ 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

④ 除名されたとき

7. いったん納入された入会金、会費及びその他の拠出金品は、理由のいかんを問わず返還しない。

(会員への便宜等)

第4条 本センターは、会員に対し、以下のことを行う。

① 会費領収書

本センターは、会員からの申し出があった場合に会費領収書を発行し、その他の場合には会費送金時の金融機関の記録をもって領収書に代えるものとする。

② 会報、研究紀要及び事業・会計報告の作成

本センターは、定期刊行物としての会報及び研究紀要を作成すると共に、会員に向けた年次の事業報告及び会計報告を作成し、会報およびホームページに掲載する。

③ 本センターは、以下の会員に対して会報および研究紀要を送付する。但し、会員本人からの申し出があった場合には送付しないものとする。

(1) 正会員に対しては、会報および研究紀要を毎号1冊送付する

(2) 一般会員Aに対しては、会報および研究紀要を毎号1冊送付する

(3) 一般会員Bに対しては、会報を毎号1冊送付する

(4) 学生会員に対しては、会報および研究紀要を毎号1冊送付する

(5) 団体会員に対しては、会費1口あたり、会報および研究紀要を毎号1冊送付する。また、会費1口あたり会報および研究紀要に、広告掲載用としてA6サイズのスペースを提供する

2. 本センターは、会員に対する便宜として、本センター事業への優先参加機会の提供・本センター事業における会員料金の設定・本センター事務所における資料閲覧機会の提供・自然保護や自然観察に関わる物品情報の提供を、必要に応じ実施することができる。

(会員情報の保護)

第5条 本センター及び本センター職員は、会員に関する個人情報について守秘義務を負い、会員名簿(氏名、住所のすべてが記載されている媒体)は一切公開しない。

2. 本センターは、会員にとって利益となると考えられる自然情報の提供の際に、会員名簿を使用することができる。ただし、会員本人からの申し出があった場合には、申し出た会員の個人情報は除外することとする。

(付則)

第6条 この会員規定は2020年6月27日より施行する。